

0 8 資 工 第0120030-010号

新館6階他ファンコイルユニット改修工事

図面番号	図 面 名 称	縮 尺 (A1)	縮 尺 (A3)
M-00	図面リスト	N・S	N・S
M-01	特記仕様書(機械設備)その1	N・S	N・S
M-02	特記仕様書(機械設備)その2	N・S	N・S
M-03	配置図・付近見取り図	1/500	1/1000
M-04	空調設備機器表(新設・撤去)・凡例	N・S	N・S
M-05	6階平面図(空調設備)	1/100	1/200
M-06	7階平面図(空調設備)	1/100	1/200
A-01	改修前6階天井伏図	1/100	1/200
A-02	改修後6階天井伏図	1/100	1/200
A-03	改修前7階天井伏図	1/100	1/200
A-04	改修後7階天井伏図	1/100	1/200

新館6階他ファンコイルユニット改修工事

特記仕様書

I 工事概要

1 工事場所

佐賀市

2 建物概要

建物名称	構造	階数	延べ面積 (㎡)	消防法施工令 別表第一	備考
新館	SRC造	地上11階・地下2階	36.420	15項	

3 工事種目及び工事科目（○印の付いたものが対象工事）

建物外及び屋外	工事種目					
工事項目	新館					屋外
○空気調和設備	改修	一式	一式	一式	一式	一式
・換気設備		一式	一式	一式	一式	一式
・排煙設備		一式	一式	一式	一式	一式
・自動制御設備		一式	一式	一式	一式	一式
・衛生器具設備		一式	一式	一式	一式	一式
・給水設備		一式	一式	一式	一式	一式
・排水設備		一式	一式	一式	一式	一式
・給湯設備		一式	一式	一式	一式	一式
・消火設備		一式	一式	一式	一式	一式
・厨房機器設備		一式	一式	一式	一式	一式
・ガス設備		一式	一式	一式	一式	一式
・浄化槽設備		一式	一式	一式	一式	一式
○撤去工事	撤去	一式	一式	一式	一式	一式

4 指定区分

○無

・有（工期：令和 年 月 日）

（一部完成）（対象部分： ）

5 設備概要

本工事における、工事項目ごとの概要を示すもので、仕様を規定するものではない○印のものが該当する

方式及び種別	設備概要
空調方式	○空気調和 ・単一ダクト方式 ・全空気方式
主要熱源機器	・小型吸収冷水機ユニット ・直だき吸収冷水機 ・空冷ヒートポンプユニット
自動制御方式	・電気式 ・電子式 ・デジタル式
給水方式	・高置タンク方式 ・水道直結方式 ・ポンプ直送方式
排水方式	建物内の汚水と雑排水（ ・分流式 ・合流式（ 系統））
	ポンプ排水 ・有（ ・汚物 ・雑排水 ・湧水 ） ・無
	建物外 放流先
	（1）汚水 ・直放流下水管 ・浄化槽
	（2）雑排水 ・直放流下水管 ・浄化槽
消火設備の種類	・屋内消火栓設備 ・スプリンクラー設備 ・泡消火設備
ガスの種類	・連結散水設備 ・連結送水管設備 ・不活性ガス消火設備（ ・ ）
	・都市ガス（種別 発熱量 MJ/m3 供給事業者
・液化石油ガス	

6 改修内容（改修工事のみ）

新館に設置しているファンコイルユニットの更新工事及び付帯する建築工事、電気設備工事を行う。

I 工事仕様

1 共通仕様

1)図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版）」（以下、「標準仕様書」という。）「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和4年版）」（以下、「標準図」という。）による。

2)電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用する。

なお、電気設備工事の工事仕様は（ ／ ）図、建築工事の工事仕様は（ ／ ）図による。

2 特記仕様

章は●印の付いたもの、項目は番号に○印のものを適用し特記事項のうち選択する事項は、・に○印のものを適用する

章

項目

特記事項

●一般共通事項

●材料・機材の品質等

（1）本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。

（2）図面に機材等名が記載された製造業者等は次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。

①品質及び性能に関する試験データを整理していること。

②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。

③安定的な供給が可能であること。

④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。

⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。

●環境への配慮

（1）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。

①合板、木質フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝剤、断熱材、塗料、仕上剤は、アセトアルデヒド及びブステレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。

②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。

③接着剤は、可塑性（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性剤を除く）が添加されていない材料を使用する。

④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びブステレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

●電気保安技術者

工事現場におく電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。

○要

・不要

●技能士の適用

●監督職員事務所

●足場その他

・別契約の関係請負者が定置したものは無償で利用できる。

○本工事で設置とする。

・内部仮設足場等（ ・ 種 ・ 種）

・外部仮設足場等（ ・ 種 ・ 種）

・電気設備工事 ・建築工事 で設置する。

●工事用仮設備

●工事用電力水その他

○埋戻し土・盛土

・根切り土の中の良質土（ただし、コンクリート管以外の管の周囲は山砂の類）

・山砂の類

●機材の承諾図

機械設備工事機材承諾図様式（令和4年版）によるほか、監督職員の指示による。

●総合試運転調整

○本工事 ・別途

調整項目（測定箇所等は監督職員の指示による。）

・風量調整 ・水量調整 ○室内外空気の高湿度の測定

・騒音の測定 ・飲料水の水质測定 ・雑用水の水质測定

・室内気流及びじんあいの測定

●電動機

換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載なく、特記のないもの電動機の保護規格は製造者規格による標準品としてよい。

●容量等の表示

（1）機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。

（2）電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。

○耐震措置

耐震措置の計算及び施工方法は次によるほか、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版（独立行政法人建築研究所監修）」による。

（1）機器の据付け及び取付け

設計用水平地震力は、機器の重量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に地域係数及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

設計用水平震度

設置場所		耐震安全性の分類			
		・特定の施設		・一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類（※）	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類（※）	1.5	1.0	1.0	0.6

（2）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは③又は④に該当する材料を指す。

①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料

②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

③建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

④建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

（1）地中埋設標等

○地中埋設標等

・要（図示の箇所） ・不要

（2）埋設標示用テープ

・要（排水管を除く） ・不要

○保温

・共同溝内保温は、標準仕様書第2編の施工箇所（ ）を適用する。

・多湿箇所（天井内共）は下記の場所とする。

・浴室（ユニットは除く） ・脱衣室 ・厨房（天井内は除く） ・シャワー室

○塗装

下記の配管、ダクトは塗装を行う。

・屋外露出（ ）

・屋内露出（ ）

○電線類

電線及びケーブルの規格は標準仕様書第4編1．5．1表4．1．11による。

○天井仕上区分

（ ）書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。

●施工調査

事前調査

○本工事 ・別途

調査項目

○空調配管

○システム系統等

調査範囲

・図示

○施工範囲

調査方法

・図示

○既存図面調査及び目視調査

・はつり作業及び穿孔作業を行う場合は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督員職員に報告する。

既存配管を含む部分の試験

・不要

・要（方法及び圧力： ）

図面に特記なき場合は、工事区分表による。

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議する。

○試験

○他工事又は他工種との取り扱い

○配管

（1）ステンレス鋼管の接合は、下記による。

・呼び径 60Su 以下（SAS 322を満足した継手 ）

（2）溶接部の非破壊検査

・不要

・要（検査の種類： 採取率 %）

○建設発生土の処理

・構内敷きならし ・構内指定場所への堆積 ・構外搬出・再利用を図る

分

分類	受け入れ場所	搬出距離
建設発生土		

上記に示す受け入れ場所・搬出距離は参考であり、実施にあたっては監督員と協議の上決定する。

○特定建設資材等の処理

本工事は「建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律104号）の対象建設工事であり、分別解体、特定建設資材の再資源化等について適切な処理を行う。

ただし、工事契約後にやむを得ない事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議する。分別解体・再資源化等の完了時に、以下の事項を書面にて監督職員に報告する。

（1）再資源化等が完了した年月日

（2）再生資源化等をした施設の名称及び住所

（3）再生資源化等に要した費用

分別解体の方法

工程	作業内容	分別解体の方法
・建設設備・内装材等	建設設備・内装材の取り外し	手作業
・コンクリート及び鉄から成る建設資材	（ ・有 ・無 ）	・手作業・機械作業の併用
・その他（	その他の取り壊し	・手作業
	（ ・有 ・無 ）	・手作業・機械作業の併用

特定建設資材廃棄物の種類と再生資源化等をする施設

特定建設資材廃棄物の種類	再生資源化等をする施設の名称所在地
・コンクリート	
・コンクリート及び鉄から成る建設資材	
・木材	
・アスファルト・コンクリート	

再生資源利用計画及び実施書は、建設副産物情報交換システム（コプリス）にて作成し提出すること。

●空気調和設備

●設計温湿度

	外気	屋内						
		一般系統						
	温度(DB)湿度(RH)	温度(DB)湿度(RH)	温度(DB)湿度(RH)	温度(DB)湿度(RH)	温度(DB)湿度(RH)			
夏期	36.0℃	%	26.0℃	50%	℃	%	℃	%
冬期	0.0℃	%	22.0℃	40%	℃	%	℃	%

（1）はいじん量測定口、伸縮継手及び掃除口の位置は図示による。

（2）鋼板厚（・3.2mm ・4.5mm）

・低圧ダクト（ ・コーナールート工法（長辺の長さが1,500mm以下の部分） ・アングルフランジ工法）とする。

・高圧1ダクトの適用範囲は図示による。

図面に特記なき場合は低圧とする。

取り付け箇所は図示による。

（1）内張りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。

（2）空気調和機に取り付けるサブライチャンバー、レタンチャンバー及びダクト系で消費内張りしたチャンバーには、点検口を設ける。なお、大きさは図示による。

（3）外壁に面するガラリに直接取り付けけるチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。

（1）防煙ダンパー 復帰方式（ ・遠隔 ・ ） 定格入力はDC24V以下とする。

（2）ピストンダンパー 復帰方式（ ・遠隔 ・ ）

（1）冷温水管 ○凡例による

（2）冷却水管 ・凡例による

（3）油管 ・凡例による

（4）膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管 ・凡例による

（5）空調用排水管 ○凡例による ・

（6）冷媒管 ・凡例による ・

・図示による（図面に特記の無き場合の呼び圧力は JIS 又は JV5 Kとする。）

・ステンレス配管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。

制御盤には、標準仕様書によるほか（ ・遠隔警報 ・電磁弁制御 ・ ）の端子を設ける。

なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。

・通りダクト（保温の厚さ25mm、範囲は図示による）

・外気取り入れ用ダクト（保温の厚さ25mm、範囲は図示による）

・膨張管及び膨張タンクよりボイラ等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の温水管の項による。

・建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の温水管の項による。

・空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は標準仕様書第2編3.1.5の排水管の項による。

・冷媒管の外装の種類は次による。

・屋内露出箇所 ・凡例による ・

・屋外露出箇所 ・凡例による ・

複数のエアコンを集中管理するためのリモコン、配線及びその方式は、監督員の第2編承諾を受けたうえで製造業者の標準仕様にて施工する。

○換気設備

○ダクト

・低圧ダクト（ ・コーナールート工法（長辺の長さが1,500mm以下の部分） ・アングルフランジ工法）とする。

・高圧1ダクトの適用範囲は図示による。

・厨房系統の排気用ダクトの材質は（ ・亜鉛鉄板 ・ステンレス鋼板）製、板厚はダクトの長辺（ ・450以下は0.6mm、 ・451～1200は0.8mm）以上とし、アングルフランジ工法とする。

図面に特記なき場合は低圧とする。

取り付け箇所は図示による。

空気調和設備の当該項目による。

・浴室（シャワー室、脱衣室を含む）系統 ・厨房系統

空気調和設備の当該項目による。

・全熱交換ユニット用の外気取り入れ用ダクト（保温の厚さ25mm、範囲は図示による）

・多湿箇所（保温の厚さは50mm、範囲は図示による）

（ ・厨房 ・湯沸室 ）用の廻り気所の排気用ダクトの仕様は、h・(4) ・Dとし、範囲は図示による。

複数の全熱交換器等を集中管理するためのリモコン、配線及びその方式は、監督員の承諾を受けたうえで製造業者の標準仕様にて施工する。

○排煙設備

○ダクト

・亜鉛鉄板 ・鋼板（厚1.6mm）

・図示による。

・電気式（遠隔操作 ・不要 ・要）

○排煙口開放及び復帰方式

○排煙風量測定

建築設備定期検査業基準書2016年版（（一財）日本建築設備・昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。

○自動制御設備

○中央監視制御装置

・有り（ ・新設 ・既設 ） ・無し

図示による。

○中央監視制御装置の構成・機能

○電気計装用配線

使用する電線及びケーブルは原則としてEM電線又はEMケーブルとする。

屋外・屋内露出の電線は、図面に特記がなければ金属管配線とする。

天井内隠ぺいの配線は、図面に特記がなければケーブル配線とする。

○衛生器具設備

○自動洗浄装置及びその組み込み小便器

・個別感知フラッシュ方式（ ・AC電源 ・自己発電）

○自動水栓の電源種別

・AC電源 ・自己発電

○衛生器具ユニット

ユニットの配管材料は図示による。

共通事項

工事名

新館6階他ファンコイルユニット改修工事

図面名

特記仕様書（機械設備）その1

工

A1:S= 1/―

A3:S= 1/―

設

計

佐賀県総務部 資産活用課

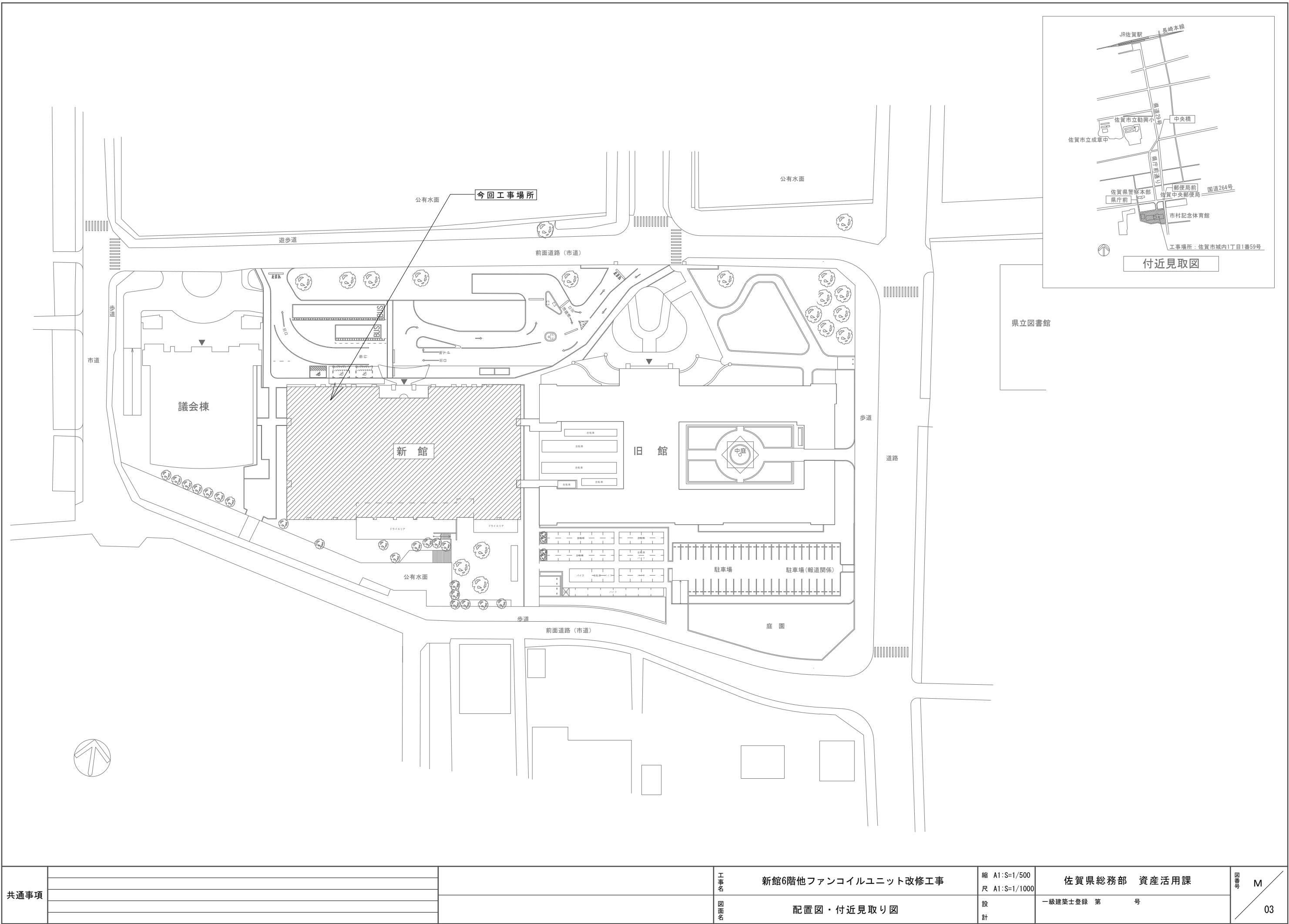
一級建築士登録 第 号

図

号

M

01



共通事項			工事名	新館6階他ファンコイルユニット改修工事	縮	A1:S=1/500	佐賀県総務部 資産活用課	図 番 号	M 03
			図面名	配置図・付近見取り図	尺	A1:S=1/1000			
					設		一級建築士登録 第 号		
					計				

空調設備機器表

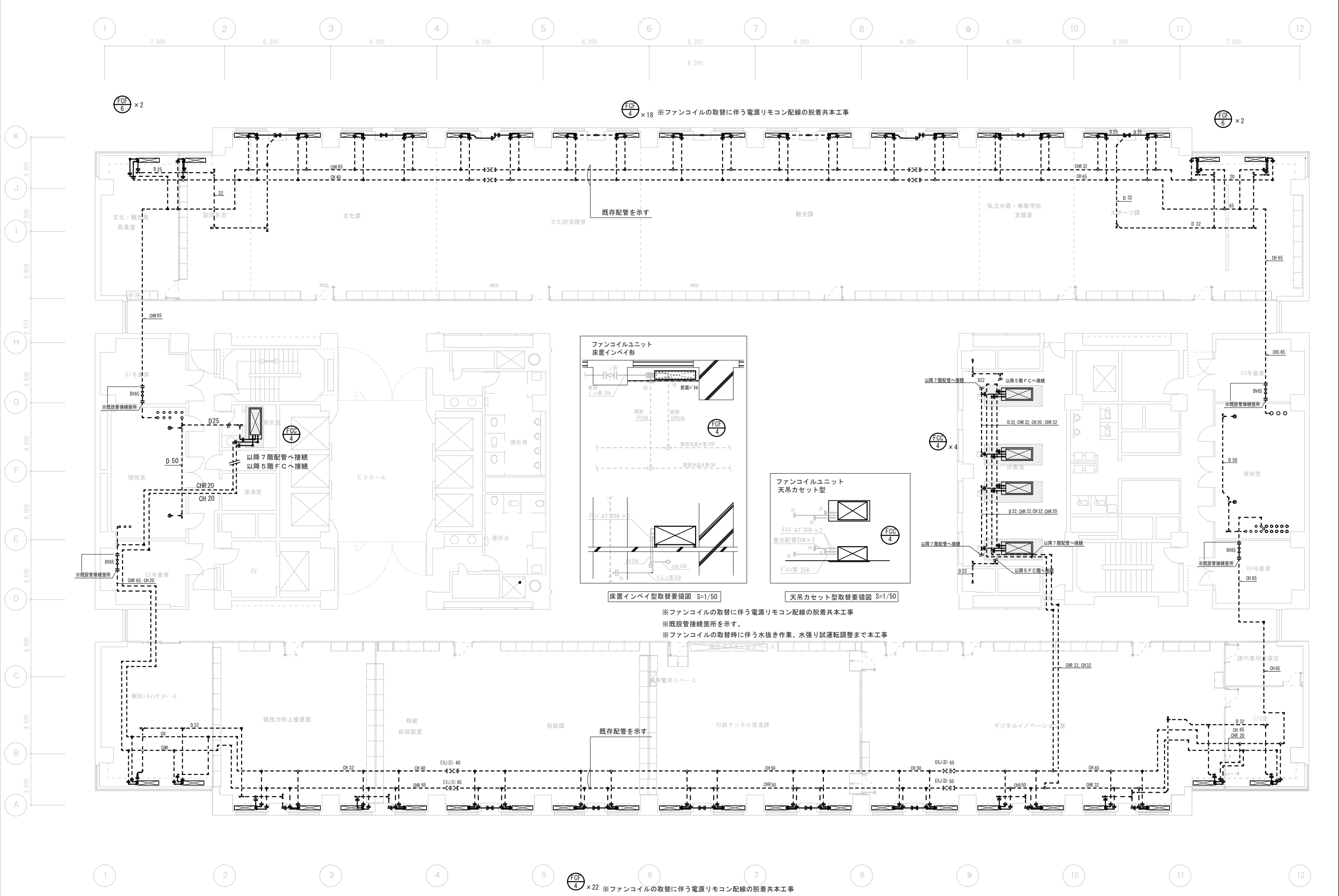
機 器 番 号	機 器 名 称	機 器 仕 様	電 源			台 数	設 置 場 所		備 考
			消費電力 (kW)	相 (φ)	電 圧 (V)		階	室 名	
FCF 4	ファンコイルユニット	床置形 インペイ 400型	58w	1	100	80			
		冷温水量 8L/min 流量調整弁共							
		ファンコイル用スイッチ							
FCF 6	ファンコイルユニット	床置形 インペイ 600型	82 w	1	100	8			
		冷温水量 12L/min 流量調整弁共							
		ファンコイル用スイッチ							
FCG 4	ファンコイルユニット	天吊形 カセット 400型	66 w	1	100	10			
		冷温水量 8L/min 流量調整弁共							
		ファンコイル用スイッチ							

凡 例

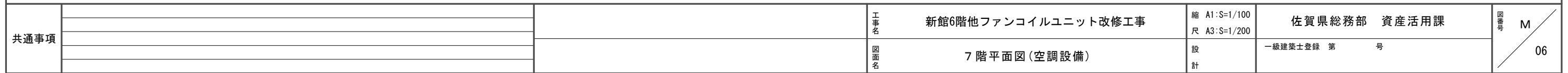
記 号	名 称	施工場所	管 材 質	備 考	保 温 ・ 塗 装
—— CHS —— —— CHR ——	冷温水管	屋内一般	耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管(管端防食継手)	JWWA K 140	GW保温材+7&ミガラスクロス仕上
—— D ——	ドレン管	屋内一般	硬質塩化ビニル管	JIS K 6742	GW保温材+7&ミガラスクロス仕上

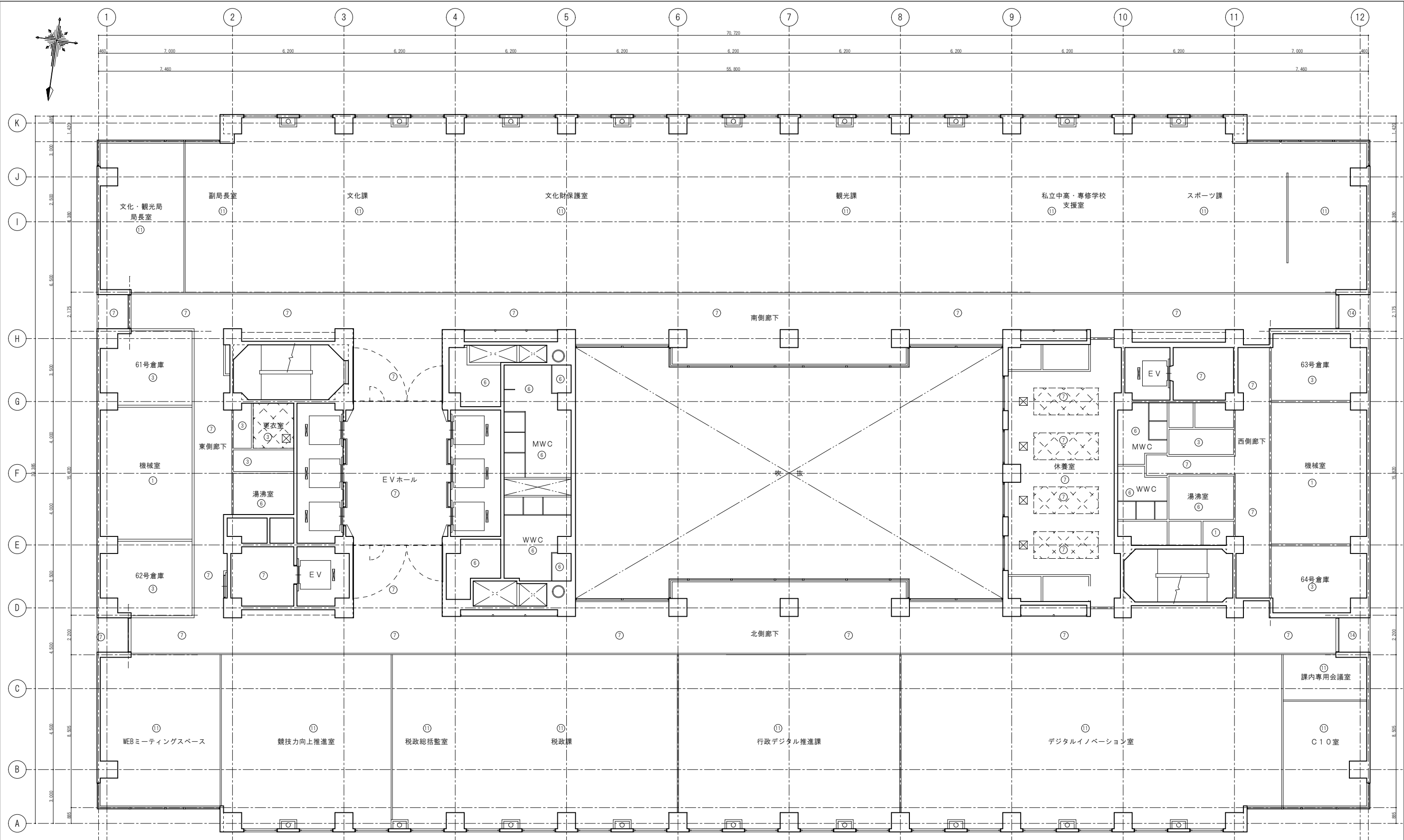
空調設備機器表(撤去)

機 器 番 号	機 器 名 称	機 器 仕 様	電 源			台 数	設 置 場 所		備 考
			消費電力 (kW)	相 (φ)	電 圧 (V)		階	室 名	
FCF 4	ファンコイルユニット	床置形 インペイ 400型	58w	1	100	80			
		冷温水量 8L/min 流量調整弁共							
FCF 6	ファンコイルユニット	床置形 インペイ 600型	82w	1	100	8			
		冷温水量 12L/min 流量調整弁共							
FCG 4	ファンコイルユニット	天吊形 カセット 400型	66w	1	100	10			
		冷温水量 8L/min 流量調整弁共							



共通事項			工事名	新館6階他ファンコイルユニット改修工事	縮	A1:S=1/100	佐賀県総務部 資産活用課	図番号 M 05
			図面名	6階平面図(空調設備)	尺	A3:S=1/200		
					設計	一級建築士登録 第 号		

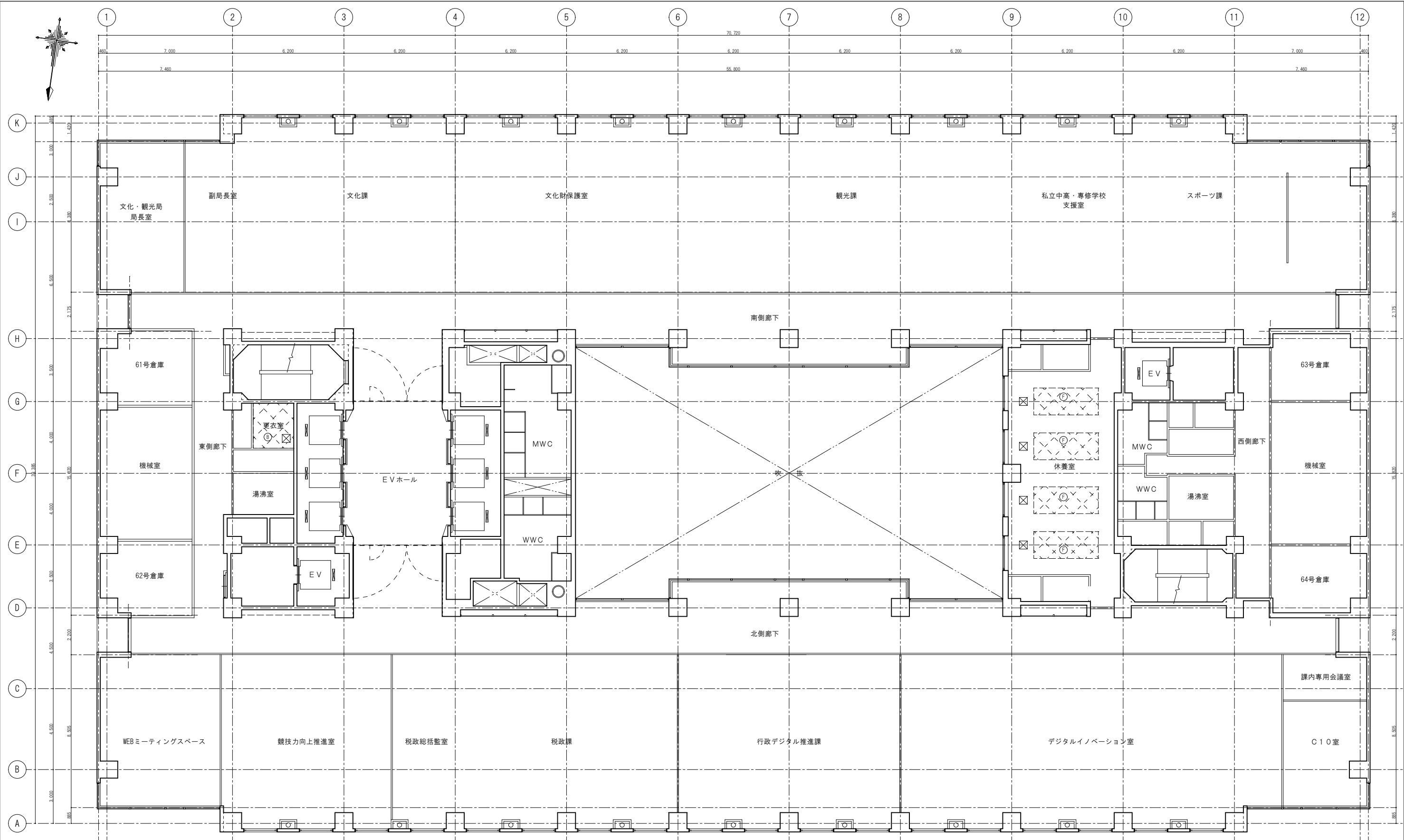




仕上表	
記号	仕上げ
①	グラスウールマット押エ
②	コンクリート打放し
③	L65下地 0B-0(T) t=9.0
④	木毛セメント板t=25打込の上、白セメント吹付
⑤	L65下地 0B-0(木目) t=9.0
⑥	珪酸カルシウム板t=6.0の上、AEP塗装
⑦	L65下地 0B-R t=12.0捲張りの上、DR t=9.0
⑧	L65下地 0B-R t=12.0捲張りの上、DR(t1=7) t=19.0
⑨	L65下地 FK t=6.0+天然木継付
⑩	779899吹付
⑪	L65下地 0B-R t=12.0捲張りの上、DR t=12.0(×××天井)
⑫	7A1=7A1押出型材(電解着色)
⑬	木下地 シナ合板 t=4.0
⑭	L65下地 0B-R t=12.0捲張りの上、DR(t1=7) t=19.0 外部用工場着色

凡例	
×××××	改修(解体)部分
×××××	アルミ製天井点検口 450×450
⊠	空調 吹出口及び吸込口
▬	空調吹出口
▬	空調吸込口

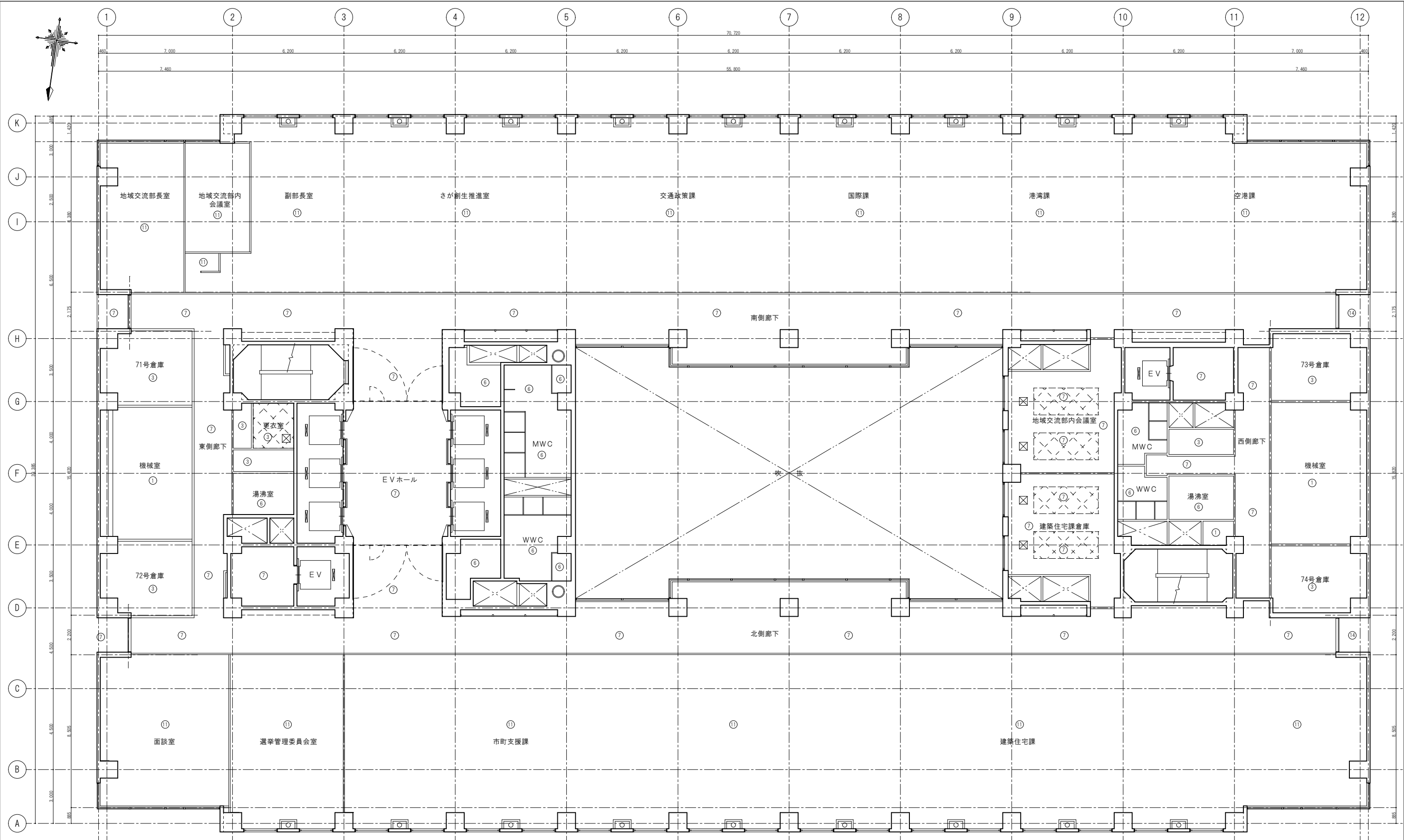
改修前 6階天井伏図 S=1:100



仕上表			
記号	仕上げ	記号	仕上げ
(A)	LGS下地 GB-R t=12.5 換気リの上、DR t=12 (ｼﾌﾄ天井)		
(B)	LGS下地 GB-D(T) t=9.5		
(C)	LGS下地 GB-D(木目) t=9.5		
(D)	LGS下地 珪酸カルシウム板 t=6.0の上、EP-G塗装		
(E)	LGS下地 GB-R t=12.5換気リの上、DR(ｷｰﾌﾟ) t=19.0		
(F)	LGS下地 GB-R t=12.5換気リの上、DR t=9.0		
(G)	LGS下地 GB-R t=12.5換気リの上、DR(ｷｰﾌﾟ) t=19.0 外部用		

凡 例	
	改修部分
	新規アルミ製天井点検口 450×450
	既存天井点検口
	空調吹出口(既存撤去再取付)
	空調吸込口(既存撤去再取付)

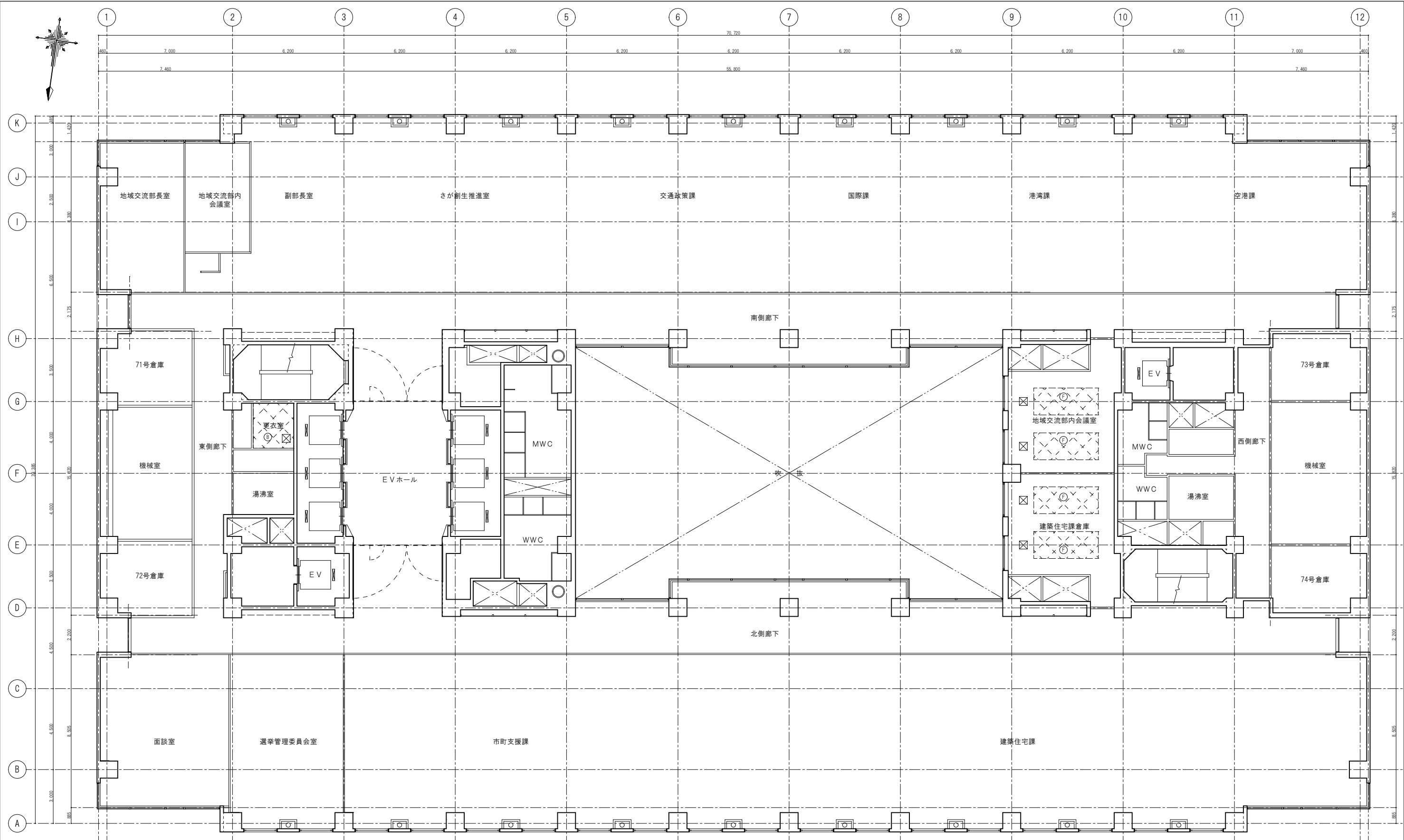
改修後 6階天井伏図 S=1:100



仕上表	
記号	仕上
①	グラスウールマット押エ
②	コンクリート打放し
③	LGS下地 GB-D(1) t=9.0
④	木毛セメント板t=25打込の上、白セメント吹付
⑤	LGS下地 GB-D(木目) t=9.0
⑥	珪酸カルシウム板t=6.0の上、AEP塗装
⑦	LGS下地 GB-R t=12.0換張りの上、DR t=9.0
⑧	LGS下地 GB-R t=12.0換張りの上、DR(42-7) t=19.0

凡例	
✕✕✕✕	改修(解体)部分
⊠	アルミ製天井点検口 450×450
⊞	空調 吹出口及び吸込口
▬	空調吹出口
▬	空調吸込口

改修前 7階天井伏図 S=1:100



仕上表			
記号	仕上げ	記号	仕上げ
(A)	LGS下地 GB-R t=12.5 層張りの上、DR t=12 (ササ天井)		
(B)	LGS下地 GB-D(T) t=9.5		
(C)	LGS下地 GB-D(木目) t=9.5		
(D)	LGS下地 建築カルシウム板 t=6.0の上、EP-G塗装		
(E)	LGS下地 GB-R t=12.5層張りの上、DR(t ₁ -7) t=19.0		
(F)	LGS下地 GB-R t=12.5層張りの上、DR t=9.0		
(G)	LGS下地 GB-R t=12.5層張りの上、DR(t ₁ -7) t=19.0 外部用		

凡例	
XXXXX	改修部分
⊠	新規アルミ製天井点検口 450×450
⊞	既存天井点検口
▨	空調吹出口(既存撤去再取付)
▩	空調吸込口(既存撤去再取付)

改修後 7 階天井伏図 S=1:100